

大阪府雇用促進支援金 求職者向けFAQ

	項目	内容	回答	募集要項該当箇所	作成日	更新日
1	支援金の支給対象	大阪府雇用促進支援金は求職者に支給されますか。	本支援金は、求職者を雇い入れた事業主に支給するものです。	1 ページ I - 2	令和2年 10月16日	
2	住所要件	大阪府民以外の失業者は利用できないのですか。	支援金の対象にはなりません。府外の方であっても、求人特集の閲覧は可能です。民間人材サービス事業者の就職支援サービスのご利用については、各事業者にお問い合わせください。	5 ページ II - 2 - (4)	令和2年 10月16日	
3	求人内容	特集求人に掲載されていた求人内容と実際の求人内容が異なっています。どこに相談すればよいですか。	まずは求人を掲載している民間人材サービス事業者に相談してください。 問題が解決しない場合は、大阪府の労働相談センターで相談に応じます。 大阪府労働相談センター 電話 06-6946-2600 (月曜日から金曜日の午前9時から12時15分、午後1時から6時)	—	令和2年 10月16日	